



「今年の秋から新築住宅を引き渡す時に保証金を供託するか保険に加入しないと悪くなるので、いま請けている建物は9月までに完成させて施主に渡したい…」とは、建築業を営むM氏の

話です。3年前に発覚した耐震偽装事件を契機に、住宅かし担保履行法が制定され、新築住宅を引き渡す建設業者や宅建業者に資力確保措置が義務付けられました。対象となる

「従業員を一時的に休業させて国の助成金を利用したいが、手続きがややこしい…」とK社から問合せがありました。急激な収益悪化の中、やむなく人員整理を考えざるを得ない状況になってきた中小企業が

増加しています。しかし、資格を持った技術者や有能な職員を失う事は、企業にとっても大きな損失です。そこで活用したいのが昨年12月から当面の措置として出来た中小企業緊急雇用安定助成金。雇用保険の二

「今年の秋から新築住宅を引き渡す時に

10月からの保険加入と年2回新築引渡し保険の報告義務化!



人員整理賃金の80%を補助! の前に…賃金の80% (新助成金)

のは、注文住宅と賃貸住宅は請負った建設業者、分譲住宅は売主の宅建業者で、補償責任の範囲は構造耐力上主要な部分と雨水の進入を防止する部分ですが、問題は①保証金の額や②保険料です。①は2000万円以上

ですから負担困難、②は床面積120㎡の戸建住宅で67,000～126,850円程(5つの保険法人でバラツキあり)。他に春と秋の2回、保険契約等の締結状況を県知事か国交省に報告しなければなりません。

怠ると50日経過後の新しい契約ができなくなります。

事業の中の給付金で、失業者ではなく事業主に助成される制度です。従業員を解雇するのではなく、休業・教育訓練・出向等を一時的にさせた場合、手当や賃金の80%を助成(訓練費は1日6000円)

します。要件は①最近3ヵ月の生産量が、その直前3ヵ月か前年同期に比べ減少②前期決算の経常利益が赤字(①が5%以上減少の時は黒字可)の2つです。建設業の利用は少ないようですので利用を検討して下さい。



パワハラ解雇の『市民の権利』河野聡弁護士が、大分地裁に続き福岡高裁でも全面敗訴!